

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令について

特殊災害室

1 はじめに

平成26年10月14日、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第79号。以下「改正省令」という。）が公布された。改正省令は、事業所の自衛防災組織が行うべき防災業務について定めた防災規程に「災害現場における特定事業所からの情報提供が適切に行われるための体制」を新たに追加するものである。以下その概要について説明する。

2 改正の背景

東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、死傷者を生じる事案や事業所の敷地外にまで影響が及ぶ事案も発生している。中でも、平成24年9月の兵庫県の化学工場における爆発火災では消防隊員が死亡する事案が発生している。

このようなことを背景に石油コンビナート災害に関する課題及び対策を検討するため、平成25年度に開催された「石油コンビナート等防災体制検討会（座長：小林恭一東京理科大学大学院教授）」において、消防活動の安全を確保するためには関係機関との情報を共有することが極めて重要であることから、『災害の現場において市町村長等に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、あらかじめ事業所の情報提供体制を定めておくことが災害の拡大防止や人命救助のため重要である。』という提言がなされた。

この提言を踏まえ、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「施設省令」という。）を改正し、防災規程に「災害現場における特定事業所からの情報提供が適切に行われるための体制」を追加することとした。

3 改正の内容

1. 防災規程に定めるべき事項として追加された事項

今回の改正では、施設省令第26条第1項における防災規程に定めなければならない事項に、以下の事項が新たに加わった。

『災害の現場において市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。』

2. 情報の提供を求める主体

改正省令では、災害の現場において特定事業所に対して情報の提供を求める主体は、「市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）」としている。これは、改正省令が、石油コンビナート等災害防止法第24条の2の情報提供の要求に対応するものであるため、このような規定としているが、実際の災害の現場にあっては、その主体は「消防隊」となることが一般的であろう。

（情報提供の要求）

第24条の2 災害の現場においては、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。次条において同じ。）の職員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。



3. 防災規程に定める内容について

今回の改正により、防災規程に具体的に定める内容は、「防災規程及び共同防災規程の作成指針と概説等について(平成26年10月23日消防特第221号。以下「作成指針」という。)」において通知されたところであるが、ここではその内容について触れる。

(1) 情報提供の体制等

災害の現場において、市町村長（特別区の存する区域においては、都知事。）又はその委任を受けた市町村（特別区の存する区域においては、都。）の職員から事業実施の統括管理者に要求があった場合に、迅速かつ適切に情報提供が行われる体制（手順を含む。）を防災規程に明確に定めることが求められる。これは、災害が発生した場合、災害の拡大防止、早期の鎮圧、さらには二次災害防止のためには、特定事業所における情報提供が必要不可欠であるため、あらかじめその手順及び体制を具体的に構築させておく目的である。

作成指針においては、情報提供担当部署及び情報提供担当者を明確にすることとしている。これらについては、夜間・休日の体制、さらには情報提供担当者が不在の場合の代行者も明確に定めておく必要があるとしている。これは、平日の日中と比べて連絡体制が確保しづらい夜間・休日や情報提供担当者が不在の場合の情報提供体制を定めておくことにより、いつ、いかなる災害においても、事業者が迅速かつ適切に情報提供を行う体制をとれるようにするためである。なお、情報提供者は一義的には事業実施の統括管理者としているものの、情報提供が迅速かつ適切に行われることを統括管理者が確認することができる場合においては、別の者（情報提供担当者）に行わせることができるものとしている。

(2) 情報提供の内容

作成指針においては、情報提供が必要になると考えられる情報を事前に想定しておくことが望ましいとしており、その情報については、以下のようなものが考えられる。なお、以下に掲げる事項については飽くまでも想定される例に過ぎず、事業所にあつては、その特性に応じて説明すべき情報をあらかじめ検討しておく必要がある。

- ①要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況
- ②プラントの温度や圧力（通常時、発災時）
- ③取扱物質や中間生成物の情報
- ④消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・劇毒物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等）
- ⑤主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置、概要等
- ⑥有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性

(3) 施行期日

平成27年4月1日より施行する。

4 おわりに

今回の省令改正により、災害時における特定事業所からの情報提供の仕組みをあらかじめ構築することにより、災害時の初動対応の円滑化、事故の拡大防止や被害の軽減などが期待できる。なお、施行日は平成27年4月1日としているが、これは本改正を受けて事業所において防災規程に追加すべき内容について、十分な検討がなされるための期間を設けたためである。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下、橘高
TEL: 03-5253-7528